

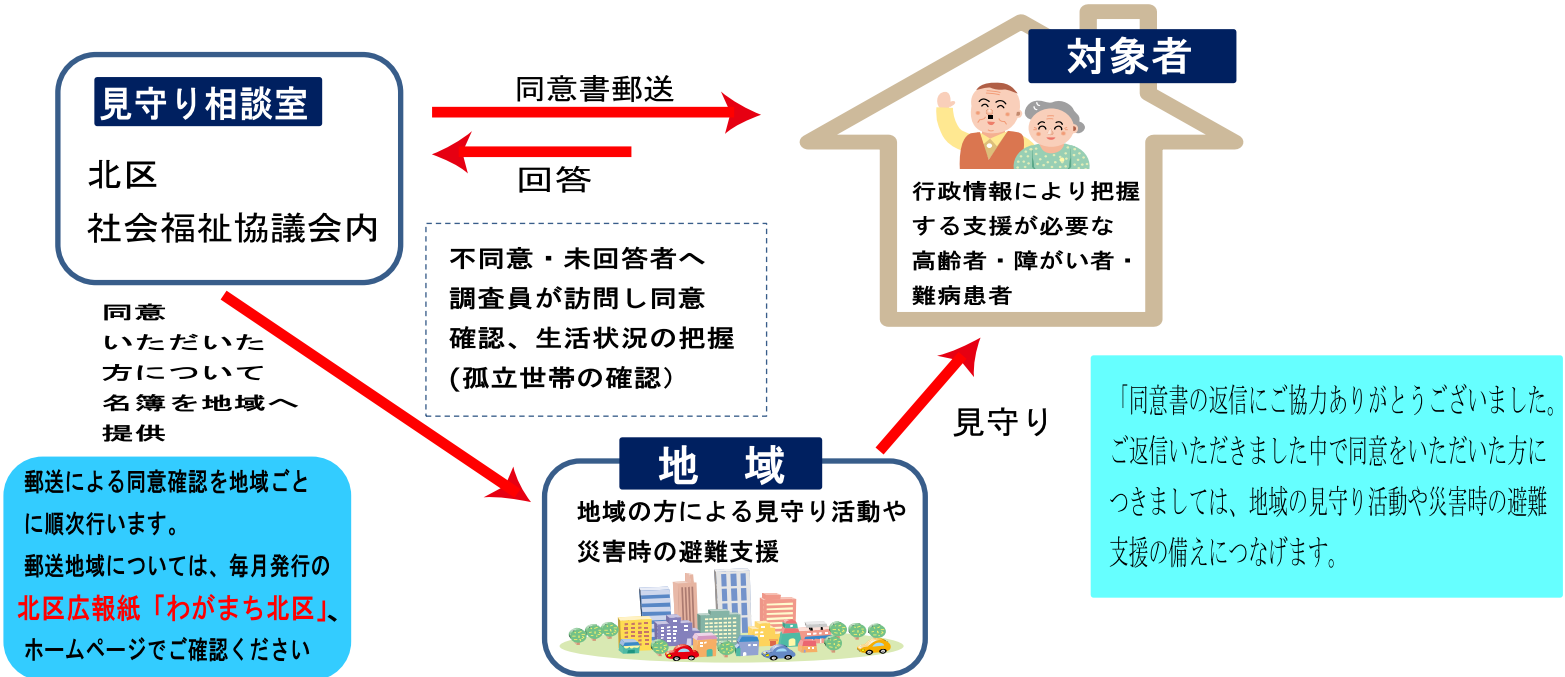


見守り相談室‘きたねっと’

孤立死の防止や災害時の非難支援を視野に入れ、要援護者の見守りネットワークを強化するため、27年4月より「見守り相談室」を設置しました。

地域担当制をもった専門職の相談員‘きたねっと’や要援護者に対して、地域で見守りの同意確認を行なう調査員を配置し、きめ細やかな見守りネットワークの実現を目指します。

機能1 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備



機能2 孤立世帯への専門的対応

年齢や性別、障がいの有る無しに関わらず、地域の方、関係機関の方よりご相談をお受けし、対応いたします。
どこに相談したらよいかわからないこと、困ったことなど福祉についての相談をお受けします。

身近な福祉の相談窓口 ★きたねっと★

平成27年4月より‘きたねっと’CSW(コミュニティソーシャルワーカー)が設置され、184人(12月末現在)の方より、様々なご相談をお受けしています。ご相談の中には、高齢の親と障がいを持つ子のご相談、小中高生の不登校のご相談、発達障がいで生きづらさを抱える方のご相談、いわゆるゴミ屋敷で生活のしづらさを抱える方のご相談など、どこにも相談できずに問題を抱えこんでおられる方も少なくありません。
少しでも早い段階から、ちょっとした福祉のご相談ことからでも、お気軽にご相談下さい。

身近な地域で専門職がご相談をお受けします！

機能3 認知症高齢者等の行方不明時早期発見

